

# うと 福祉だより

○この広報誌にかかる費用の一部は赤い羽根共同募金の配分金が使われています。

ふれあいネットワーク

編集・発行  
熊本県宇土市浦田町44番地  
宇土市福祉センター内  
社会福祉法人宇土市社会福祉協議会

☎0964-23-3756

E-mail/utoshakyou@kumamoto.email.ne.jp

URL/http://www.utoshakyou.jp/

印刷 社会福祉法人熊本県コロニー協会  
コロニー印刷



## 第9回 火の国ボランティア フェスティバル

### 宇城大会

去る11月7日・8日に、ウイングまつばせ(宇城市)で、第9回火の国ボランティアフェスティバル宇城大会が開催され、県内をはじめ、県外から826名の参加がありました。これは、全国ボランティアフェスティバル火の国くまもと(平成17年)開催を契機に「ボランティア活動日本」を目標にして火の国ボランティアフェスティバルが、県内の各地域を持ち回りで引き継がれています。

今回は宇城地域(宇土市、宇城市、美里町)についての開催で、宇土市立鶴城中学校の吹奏楽部によるオープニングアトラクション、笑福亭鶴笑氏による「ボランティア落語笑う門には福来る」と題し記念講演、宇城地域のボランティア活動の紹介としてボランティアアトーク(宇土市からは宇土おじゃめ愛好会の芝田さんが発表)では、活動内容の紹介と実際におじゃめの演舞がありました。多くの観客の皆さんは、笑いあり、驚きありのイベントに大満足の様子でした。

生活福祉資金（教育支援資金）貸付条件一覧

資金の種類	内 容	限 度 額
教育支援資金	高校、大学または高専に就学するために必要な経費 (高校には専修学校高等課程を含む、短大には専修学校専門課程を含む)	(高校) 月額 35,000 円以内
		(高専) 月額 60,000 円以内
		(短大) 月額 60,000 円以内
		(大学) 月額 65,000 円以内
就学支度費	高校、大学、高専の入学に際し必要な経費	500,000 円以内

※償還期間は 10 年以内で無利子です。  
(但し、延滞利子は、延滞元金につき 10.75%徴収します。)

# 無利子の貸付 教育支援 資金 受付中

市社会福祉協議会では、生活福祉資金（教育支援資金）の申し込みを受け付けています。  
貸付の対象は、現在宇土市内に居住し、高校や大学などに進学を希望しているが低所得であり、他からの融資（日本学生支援機構の奨学金・母子福祉資金等）が受けられず進学が困難な方。

教育支援費の借入申込書の受理期間は、平成28年3月31日迄です。それ以降の申し込みについては、貸付の決定及び貸付金の交付が遅れることがあります。なお、就学支援費の申込み切は2月26日です。  
詳しくは、☎3756まで。



## 教育支援資金 貸付問答

**問** 教育支援資金は、どういったことに利用できますか。  
**答** 高校・高等専門学校・短大・大学等の授業料や入学のときの教材・カバン・制服・靴などの購入に利用できます。

**問** 貸付対象となる低所得世帯とは、どう定めてありますか。  
**答** おおむね市民税非課税程度と定めてあります。なお地域には消費生活水準に格差があるため弾力的な運用がなされています。

**問** 返済方法は、どのようになっていますか。  
**答** 学校を卒業してから3ヶ月程度据え置きしてから返済していただきます。また返済の主体は原則として子供さんになります。

**問** 申請する場合、連帯保証人が必要ですか。  
**答** 連帯保証人は必要ありません。

**問** 教育支援資金は兄弟姉妹で借りられますか。  
**答** 同一世帯に属する2人以上の就学者の必要経費として、それぞれが申請できます。

**問** 高等学校の通信教育課程は、教育支援資金の貸付対象になりますか。  
**答** 学校教育法による高等学校には、全日制、定時制及び通信制の課程があり、通信課程進学者も貸付対象になります。なお、この場合は短大・大学についても同様です。

**問** 高等学校において、教育支援資金を借り受けた後大学に進学する場合、再度申請ができますか。  
**答** 再度申請ができます。ただし高校・大学それぞれ一件として取り扱い致します。

## 貸付金額計算例（目安）

- ①高校への進学の場合  
35,000 円 × 36 ヶ月 + 500,000 円  
= 1,760,000 円以内
- ②高専への進学の場合  
60,000 円 × 60 ヶ月 + 500,000 円  
= 4,100,000 円以内
- ③短大への進学の場合  
60,000 円 × 24 ヶ月 + 500,000 円  
= 1,940,000 円以内
- ④大学への進学の場合  
65,000 円 × 48 ヶ月 + 500,000 円  
= 3,620,000 円以内

但し、経費内訳書（大学・学校等の経費の分かるパンフレットの写し等）が添付書類として必要です。なお進学した学校で、後日、日本学生支援機構の奨学金等の申し込みが貸付条件となります。

# 生活困窮者自立相談支援事業

## うと自立相談センター

経済的な問題やお仕事のこ  
と、生活上の困りごとなどに  
ついてご相談をお受けし、地  
域で安心した生活が送れるよ  
うご本人に必要な支援を行  
います。

この事業は、生活困窮者自  
立相談支援事業として、宇土  
市から宇土市社会福祉協議会  
が委託を受け平成27年4月1  
日から実施しています。

### 対象になる方と その支援のカタチ

宇土市在住の方で、現在い  
ろいろな事情から経済的に困  
窮している方を対象に、今の  
困窮状態から早期に脱出でき  
るよう、それぞれの状態に応  
じた包括的で継続的な相談支  
援を行います。



### 自立相談支援の流れ

相談の声を聞きながら、相談  
者と相談支援員が一緒になっ  
て自立のために取り組んでい  
きます。

①一人で悩まずに困っている  
ことを何でも話してください。

・来所または電話でご相談く  
ださい。(来所が難しい場合  
はまず電話でご連絡くださ  
い。)

・窓口に来られない場合は、  
相談員が訪問することもでき  
ます。

②相談内容から、適切な対応  
を判断します。

・相談内容によっては、自立  
相談支援で対応するか、他の  
適切な対応機関へつなげるか  
を判断します。

・他の支援につなげる場合に  
も同行支援など確実につなげ  
るよう支援を行います。

③必要な支援が計画的に提供  
できるように課題を分析しま  
す。

・相談者本人だけではなく世  
帯やそれぞれを取り巻く状  
況、問題の背景などについて、

相談者本人と相談支援員が協  
働で理解を深めます。

・相談者の抱えている様々な  
課題を包括的に把握して、分  
析・評価し解決のための支援  
を探ります。

④相談者と一緒に自立への計  
画を立てます。

・相談者の意思を尊重しなが  
ら、必要な支援が計画的に行  
われるように自立に向けたプ  
ラン案を考えます。

・プラン案の作成は相談支援  
員だけではなく、相談者本人  
と一緒に作成します。

・相談者本人と相談支援員が  
協働で作成したプラン案につ  
いて、適切かどうかを支援調  
整会議で協議し、最終的にど  
のような支援を行うか決定し  
ます。

⑤自立への目標と一緒に取り  
組みます。

・決定したプランに基づいて  
支援サービスが提供されま  
す。

・相談者の必要に応じた支援  
が提供できるように、地域の  
様々な関連機関が連携して支  
援を提供します。目標に向け  
て支援が行われているかを定  
期的に把握し、必要に応じ  
て、調整を行います。

# 生活困窮者自立相談支援事業 うと自立相談センター

相談は無料です。お気軽にご相談ください。

電話 (0964) 23-3756

ファックス (0964) 22-4971

相談受付：宇土市社会福祉協議会

開設時間：月～金曜日 9時～17時(年末年始休み)



# SOS



# 日常金銭管理に自信が 持てない方々を支援

## ◎地域福祉権利擁護事業◎

宇土市社会福祉協議会では、地域福祉権利擁護事業（認知症の高齢者や知的・精神的な障がいがある方で日常金銭管理に自信が持てない方々を手助けするためのサービス）を実施中です。

**判断能力が不十分であり、日常生活に不安のある方、地域福祉権利擁護事業を利用してみませんか。**

### 例えば

- ・ホームヘルパーやデイサービスなど、福祉サービスを利用したいが、相談する人がいない。
- ・年金や生活保護費などをぐに使い切ってしまう。また、そのために公共料金や家賃を支払えなくなってしまう。
- ・介護保険や年金などの通知やその他の郵便物が来ても、内容がよくわからない。また、手続きがわからない。
- ・物忘れなどで通帳などをどこ

にしまったか、わからなくなつてしまい再発行を何度も繰り返している。自分で保管しておくのが心配である。

・訪問販売の被害に何度もあつており、断りきれない。その支払いにも困っている。

このようなことでお困りの方に対して、生活支援員がご家庭など訪問して相談に応じ援助します。

①福祉サービスを利用したり、やめたりすることなど

### 例えば

- ・福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
- ・福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ・住宅改修、居住家屋の賃貸、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きの援助

・福祉サービスの利用料を支払う手続き

②日常的な金銭管理（金融機関での手続き、お金のお届けなど）

### 例えば

- ・年金及び福祉手当などの受領に必要な手続き
- ・医療費や公共料金などを支払う手続き
- ・支払いに伴う預貯金の払い戻し、解約、入金の手続き
- ・大切な書類などの預かり

### 例えば

- ・預貯金通帳、年金証書、権利証、保険証書、印鑑（実印、銀行印）、その他必要と認められる書類

といったことなどを、ご本人との「契約」により、社会福祉協議会が責任を持って手続きや支払いの代行などを行います。

### 利用料

相談は無料ですが、生活支援による援助を受けた場合、1回1時間あたり900円（1時間を超えた場合は、30分毎に加算があります。）

### お問い合わせ

宇土市社協 ☎ 3756

ずっと自宅ですらしたい

# そんな願いを応援します

## 居宅介護サービスセンター

宇土市社会福祉協議会居宅介護サービスセンターでは、介護保険事業、障害者自立支援事業に取り組み、利用者の皆さんが地域の中で安心して生活できるようにお手伝いをしています。「ヘルパーさんを利用したい！」「障がいがあっても、外出したい！」など、ご要望にお応えします。まずはお気軽にお問い合わせください。



### 介護保険事業

■居宅介護支援サービス  
介護保険サービス（ホームヘルパー・デイサービス等）を利用するためには、手続きが必要です。ケアマネジャー（介護支援専門員）

が介護サービスの作成や介護の相談をお受けします。また、介護保険申請の代行も行っていきます。【相談無料】

■訪問介護サービス  
ホームヘルパーがお宅を訪問して要介護者の方に身体介護（食事や入浴の介助）、生活援助（買物・掃除・調理・洗濯）などを行います。

■障害者自立支援事業  
【障害福祉サービス受給者証をお持ちの方】

■ホームヘルパー  
身体介護（食事や入浴の介護）、生活援助（買物・掃除・調理・洗濯）などを行います。

●問合せ先  
市社協 ☎ 3756



# 募集 登録訪問介護員

社協では、居宅介護事業の充実のため登録訪問介護員を募集します。

**募集期間** 平成27年12月16日から28年1月29日

**提出書類** 履歴書

**選考** 募集締切後、選考(面接)を行います。  
※後日お知らせします。

**募集人員** 5名程度  
**資格** ホームヘルパー1級  
または2級・介護

**年齢** おおむね60歳ぐら  
いまで

**賃金** 850円/1時間  
**問合せ先** 市社協 3756



福祉士のいずれでも可及び(普通)運転免許証

## お気軽にご利用ください

## さまざま相談窓口

### 宇土市消費生活センター(無料)

悪質な訪問販売、架空請求や多重債務に関する悩み等、お気軽にご相談下さい。消費生活相談員が無料で相談に応じます。

こちらの相談窓口で対応できない相談は、より専門的な相談機関を紹介します。

**日時** 毎週、月・火・水・金曜(午前10時~午後4時)  
※市役所閉庁日は休み。

**場所** 市役所別館(旧勤労青少年ホーム) 1階消費生活センター

**相談方法** 直接来られるか、電話相談も可です。

※個人情報厳守します。

☎ 21111(内線2323)  
「消費生活相談員の派遣」

**内容** 老人会、町内会、婦人会等の会合に出向き、消費者トラブルの事例、解決の方法、契約の基礎について講演します。

### 司法書士無料相談

**日時** 第4木曜日 午後1時~4時(電話相談はできません)  
※要電話予約

**場所** 市役所別館(旧勤労青少年ホーム) 1階消費生活センター

☎ 21111(内線2326)  
※個人情報厳守します。

### 講師 消費生活相談員

講師料は無料です。  
**問合せ先** 市商工観光課

☎ 21111(内線2326)

## (秘密厳守)

## 相談無料

# 宇土ふれあい福祉相談所

宇土市福祉センターでは毎日、市民の方々のいろいろな相談を受け付けています。お気軽にご相談下さい。※なお相談に関係する書類をご持参下さい。

### ●電話での相談は

☎ 23-3757(代)

(※電話でのご相談を受けられない場合もあります。)

### ●ファックスでの相談は

FAX 22-4971

### ○ふれあい福祉相談員

(10:00~15:00)

- 月曜 西村 敬司
- 火曜 橋本 典子
- 水曜 宮迫 亮平
- 木曜 野村 敏子
- 金曜 本道 紘一

### ○専門相談員

- ・家庭相談 (月・火・木曜日の8:30~17:00) 太田 龍生
- ・婦人相談 (月・水・金曜日の8:30~17:00) 黒田須美子
- ・法律相談 (第3金曜日の13:00~16:00) 萩迫 光洋弁護士  
(受付時間は12:30~15:30まで) 受付順8名まで
- ・成年後見相談 (第1金曜日の13:00~16:00) 熊本県司法書士会  
(祝日の場合は休み)
- ・不動産相談 (完全予約) 熊本県宅地建物取引業協会宇城支部
- ・年金相談 (第1・第3木曜日10:00~15:00) 熊本東年金事務所  
(予約先: 096-367-2503)
- ・行政相談 (第2・第4水曜日10:00~15:00) 行政相談員
- ・介護相談 (予約制) 介護福祉士・介護支援専門員
- ・権利擁護事業相談 (毎週火曜日10:00~15:00) 井上 秋利  
(祝日の場合は休み)
- ・生活困窮者総合相談 (月~金曜日の9:00~17:00) 相談支援員

# ふくしがわかるクイズ

パート93

次の2つの問題の中から正解と思われるものをそれぞれ1つ選んで回答を官製ハガキに記入の上、ご応募下さい。

① 去る11月7・8日に、ウ

イングまつばせにおいて火の国ボランティアフェスティバル宇城大会が開催されました。これは、全国ボランティアフェスティバル火の国くまもと(平成17年)開催を契機

に「ボランティア活動日本一」を目標にして火の国ボランティアフェスティバルが、県内の各地域を持ち回りで引き継がれています。

さて、今年開催された火の国ボランティアフェスティバル宇城大会は、第何回大会でしょうか。

- A 第7回
- B 第9回
- C 第11回

② 宇土市社会福祉協議会居宅介護サービスセンターでは、介護保険事業で2つのサービスを行っています。1つは、ホームヘルパーがお宅を訪問して要介護者の方に身体介護、生活援助を行う訪問介護サービス、もう1つは、介護保険サービスを利用するための手続きが必要です。ケアマネジャーが介護サービスの作成や介護の相談をお受けします。さてこのサービスの名称で正しいのは次のどれでしょうか。

- A 居宅介護支援サービス
- B 居宅看護支援サービス
- C 居宅介護支援サービス



〔応募方法〕  
官製ハガキに問題の答え、住所(宇土市以外は不可)、氏名、年齢、ご意見・ご要望を記入の上、  
〒869-0492  
宇土市浦田町44  
市社協「ふくしがわかるクイズ」係までお寄せ下さい。  
全問正解者の中から抽選で10名の方に千円相当の図書カードをプレゼントします。メ切は1月15日(当日消印有効)。なお、当選者の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます。(前回の正解は①・C、②・Bでした。)

福祉マンガ 和山

## みんないいひと みんないいこと

提供 相模原市社協

